

令和4年度 清須市地域防災計画の修正について

1 地域防災計画とは

- 地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、清須市防災会議が地域の防災に関する事務または業務について総合的な運営を具現化するために立案するものであり、市と地域住民、行政機関・公共機関が効果的で具体的な防災活動を実施することを重点目標として作成するものです。
- 自然災害、事故災害から地域住民の生命や身体、財産を保護するばかりでなく、被害を最小限に軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るための重要な計画です。

2 地域防災計画修正の根拠

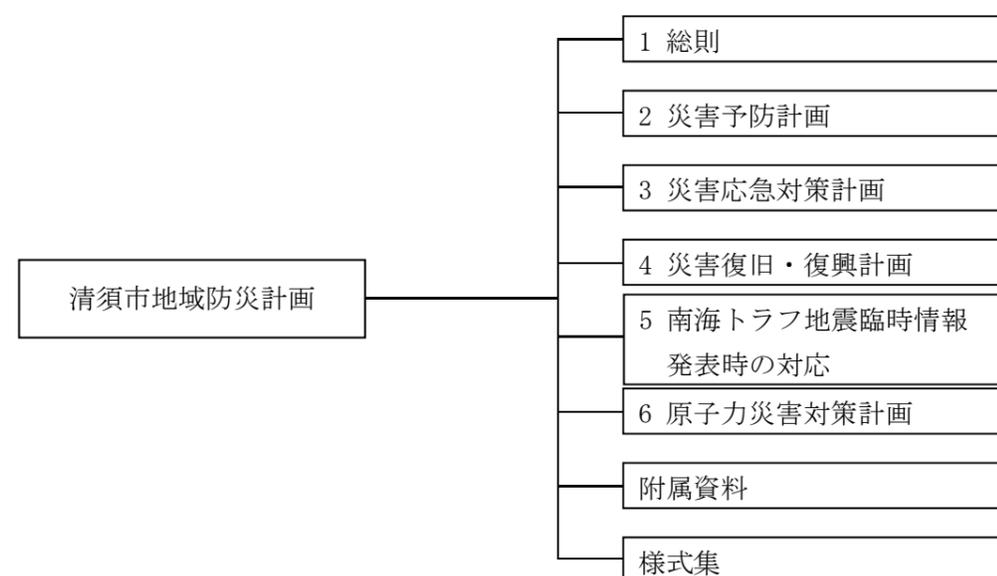
- 地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされています（災害対策基本法第42条）。
また、地域防災計画の作成及び修正は市防災会議の所掌事務とされています（災害対策基本法第16条及び清須市防災会議条例第2条）。

3 清須市地域防災計画修正の主旨

- 本市では、平成12年9月の東海豪雨により大きな被害に見舞われました。全国的には、令和2年7月豪雨において、全国各地で記録的な大雨となり、九州南部、九州北部、東海及び東北の多くの地点で24、48、72時間降水量が観測史上1位の値を超えました。球磨川や筑後川などの大河川の氾濫、土砂災害、低地の浸水等により、死者82名、行方不明者2名など、極めて甚大な被害が広範囲で発生しました。また、平成23年3月の東日本大震災では、ライフラインの途絶や交通ネットワークの停止、帰宅困難者への対応等の様々な課題が浮き彫りとなりました。さらに、令和2年に新型コロナウイルス感染症の流行により、感染対策の観点を取り入れた防災対策の推進が求められることとなりました。
⇒ 近年、従来の想定を大きく上回る災害が発生しており、こうした災害から、いかに市民の生命・財産を守っていくかが大きな課題となっています。さらに、近い将来に発生すると考えられている南海トラフ地震等について国や愛知県で被害想定・対応策が議論されています。
- 全国的にも、防災・減災に関する議論がなされ、災害対策基本法をはじめとする各種防災関連法制度が改正されており、これを受けて国や愛知県の防災計画も毎年修正が実施されています。愛知県においては令和4年5月と10月に愛知県地域防災計画の修正がなされました。
⇒ そこで、修正された愛知県地域防災計画との整合を図りつつ、清須市地域防災計画に必要な修正を行いました。

4 清須市地域防災計画の構成

- 清須市地域防災計画の構成は、以下のとおりです。



1 総則	計画の目的・方針、市及び関係機関の所掌事務、市の概況等を整理しています。
2 災害予防計画	災害による被害を未然に防止・軽減し、応急対策を効率的に実施するための骨格となる計画です。
3 災害応急対策計画	発災した場合に、迅速かつ的確な対応により、被害を最小限に抑えるための計画です。
4 災害復旧・復興計画	災害から一刻も早く市民生活、経済活動が平常に戻るようにするための計画です。
5 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、防災関係機関等が対応をとれる体制を確保するための計画です。
6 原子力災害対策計画	福島第一原子力発電所の事故を踏まえた、原子力災害に対応するための計画です。
附属資料	市の防災に関連する情報を整理しています。
様式集	被害状況の取りまとめや県への報告、各種応援要請の際に必要な様式を整理しています。

令和4年度 清須市地域防災計画の修正について

5 主な修正事項

清須市地域防災計画の主な修正事項は、以下のとおりです。

I 水防法等の改正を踏まえた修正について

◆要配慮者利用施設に係る避難確保計画及び避難に対する市長の助言・勧告について

⇒水防法等の改正に伴い、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に関し、市長による助言又は勧告が可能となったことについて、記載を追加した。

<主な修正箇所>

○災害予防計画 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 P 9 1

◆要配慮者利用施設における避難訓練の実施及び報告について

⇒水防法等の改正に伴い、要配慮者利用施設の所有者又は管理者において、避難訓練の実施に加え、市長への結果報告が義務化されたことについて、記載を追加した。

<主な修正箇所>

○災害予防計画 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 P 9 1

II 県防災ヘリコプターと名古屋市消防ヘリコプターの一体的運用について

◆名古屋市への事務委託について

⇒県の防災力向上を図るため、地方自治法252条の14の規定に基づき、愛知県が所有する防災ヘリコプター「わかしゃち」の運行を名古屋市へ委託し、名古屋市所有の消防ヘリコプター2機（ひでよし・のぶなが）と一体的に運用することとなったため、連絡先等の記載を修正した。

<主な修正箇所>

○災害応急対策計画 第1編 第5章 救出・救助 P 1 8 1

III 安否不明者等の氏名公表について

◆安否不明者等の情報収集及び氏名公表について

⇒安否不明者の情報収集に努めるとともに、昨年度整理された「災害時における安否不明者・

行方不明者・死者の氏名の公表方針」に基づいて氏名公表を実施することについて、記載を追加した。

<主な修正箇所>

○災害応急対策計画 第1編 第3章 被害情報の収集・伝達・広報 P 1 4 3

IV 防災基本計画の修正を踏まえた修正について

◆消防団員等が参画した防災教育について

⇒幼い頃から、自ら安全を守る能力を継続的に育成していく防災教育の充実にあたり、「自助」だけでなく地域住民同士による「共助」の視点も重要であることから、地域防災力の中核を担う消防団や自主防災組織が参画し、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、体験的、実践的な教育の推進に努めることについて、記載を追加した。

<主な修正箇所>

○災害予防計画 第16章 防災訓練及び防災意識の向上 P 1 0 7

◆避難所等における各種対策について

⇒社会福祉施設や公共宿泊施設等を活用し、要配慮者が安心して生活できる福祉避難所の選定に努めることについて、記載を追加した。また、福祉避難所において、医療的ケアを必要とする者に対して、人口呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めることについて追記するほか、避難所が備えるべきバックアップ設備の一例として、従来「自家発電設備」と記載していた箇所を「再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備」に修正した。また、県及び市が実施する避難所等における炊き出しに際して、従来の栄養指導及び食生活支援・相談に加えて、食物アレルギーを有する者のニーズ把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努めることについて、記載を追加した。

<主な修正箇所>

○災害予防計画 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 P 8 5

○災害応急対策計画 第1編 第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策 P 1 9 4

○災害応急対策計画 第2編 第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策 P 3 8 6

◆防災関係機関相互の連携について

⇒市において、他の地方公共団体と相互応援協定を締結することとしていた従来の記載内容に加えて、効率的な救助・救急活動のため、県、市町村及び防災関係機関において、「顔の見える関係」を構築し、普段から信頼関係を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図ることについて、記載を追加した。また、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するとともに、平時からこれを活用した訓練や研修等を実施し、タイムラインの効果的な運用に努めることについて、記載を追加した。

<主な修正箇所>

○災害予防計画 第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 P 7 1

V その他の修正について

⇒従来の「台風」に加え、「線状降水帯」についても、大雨発生が予想される状況を住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達すべきものとして、記載を追加した。また、市において避難指示等の発令に際して相談する相手方の例示として、気象防災アドバイザーについて、記載を追加した。

<主な修正箇所>

○災害応急対策計画 第1編 第2章 避難行動 P 1 3 4